

### 第3 新しい総合事業の指定申請について

名古屋市においては、平成28年6月の事業開始に先立ち、事業者指定の申請受付を以下のとおり開始します。(33ページのスケジュール表も参照してください。)

#### 1 対象種別

- ① 予防専門型訪問サービス（みなし指定を受けている事業所）
- ② 予防専門型訪問サービス（みなし指定を受けていない事業所）
  
- ③ 生活支援型訪問サービス（一体型）
- ④ 生活支援型訪問サービス（単独型）
  
- ⑤ 予防専門型通所サービス（みなし指定を受けている事業所）
- ⑥ 予防専門型通所サービス（みなし指定を受けていない事業所）
  
- ⑦ ミニデイ型通所サービス（一体型）・・・通所介護等で一体的に行う場合
- ⑧ ミニデイ型通所サービス（単独型）・・・通所介護等の営業時間外実施分（土日に運営等）
- ⑨ ミニデイ型通所サービス（単独型）・・・通所介護等の営業時間外実施分以外（別の場所での実施等）
  
- ⑩ 運動型通所サービス（デイ一体型）・・・通所介護等で一体的に行う場合
- ⑪ 運動型通所サービス（デイ営業時間外）・・・通所介護等の事業所内営業時間外実施分（土日に運営等）
- ⑫ 運動型通所サービス（デイ事業所外）・・・通所介護等の営業時間外実施分以外（別の場所での実施等）
- ⑬ 運動型通所サービス（デイ以外・法人型）・・・介護老人保健施設、鍼灸院、接骨院、フィットネスクラブにおいて法人が実施する場合
- ⑭ 運動型通所サービス（デイ以外・個人型）・・・鍼灸院、接骨院において個人が実施する場合

**(注) 既に「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の指定を受けている場合の特例**

平成 27 年 3 月 31 日以前から現在まで「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」を引き続き運営している場合には、それぞれ①「予防専門型訪問サービス」⑤「予防専門型通所サービス」の指定を受けているものとみなされますので、**新たに指定申請を行う必要はありません。**(みなし指定の辞退届を提出した事業所を除く。)

なお、当該みなし指定の効力は平成 30 年 3 月 31 日までですので、それまでに更新手続きが必要となります。(当該更新手続きは、時期が近づき次第改めて周知予定)

※上記①⑤以外のサービスを実施する場合は、下記 3 または 4 の申請が必要です。

※平成 27 年 4 月 1 日以降に指定を受けた「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」については、②または⑥に該当しますので、下記 3 または 4 の手続きが必要になりますのでご注意ください。

\*平成 27 年 4 月 1 日以降に指定を受けた「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の場合で他市町村の介護保険被保険者が利用している場合は、当該他市町村の総合事業移行時に当該他市町村あての指定申請を行わないと以後の利用が不可能となる可能性がありますので、当該他市町村へ確実に問い合わせをしてください。

## 2 申請先について

○住所・・・ 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

### ○担当係

上記「1 ①~⑨」 → 名古屋市健康福祉局介護保険課居宅指定係  
TEL 052-972-3487

上記「1 ⑩~⑭」 … 名古屋市健康福祉局地域ケア推進課地域支援係  
TEL 052-972-2540

※申請書類を持参する場合は、必ず事前に電話で予約をしてください。

## 3 平成 28 年 6 月 1 日指定分の申請受付について

平成 28 年 6 月 1 日指定分についてのみ、下記のとおり郵送方式及び持参方式の併用といたします。

(1) 郵送方式で対応するもの

ア 対象種別

上記1 ② ③ ⑥ ⑦ ⑧ ⑩ ⑪ ⑬ ⑭

但し、⑩⑪⑬⑭については、平成27年12月1日現在の「得トク運動教室」実施事業所で、実施場所に変更のない場合のみ。それ以外は持参方式。

イ 受付期間

平成28年2月1日～平成28年3月31日（消印有効）

(2) 持参方式で対応するもの

ア 対象種別

上記1 ④ ⑨ ⑫

イ 受付期間

平成28年4月1日～平成28年4月30日

#### 4 平成28年7月1日以降の指定分の申請開始時期および申請期限、申請方法

平成28年5月1日以降に受付を開始します。指定日は「毎月1日」のみとし、前々月の末日を申請期限とします。また、事前協議を含め持参方式とし、郵送は不可とします。

#### 5 指定申請書類

「指定申請書」に対象種別ごとに異なる添付書類を添付して申請してください。  
なお、現段階で予定している添付書類の一覧の例（予防専門型訪問サービスの場合）は、34ページを参照いただきますが、正式に確定次第「NAGOYA かいごネット」に掲載しますのでご確認ください。

#### 6 その他

(1) 定款の目的について

上記④⑨⑫を実施する場合で、かつ、指定を受けようとする法人が「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」を実施していない場合のみ、法人の定款の目的欄の記載を追加していただく必要がありますのでご注意ください。

定款の変更には、法人によっては時間を要しますのでご注意ください。社会福祉法人や医療法人、NPO 法人等定款変更につき所管庁の認可が必要な法人種別によっては、特にご注意ください。

上記「1④」… 「介護保険法に基づく第1号訪問事業」と記載するか、もしくは「介護保険法に基づく生活支援型訪問サービス」と記載する。

上記「1⑨」… 「介護保険法に基づく第1号通所事業」と記載するか、もしくは「介護保険法に基づくミニデイ型通所サービス」と記載する。

上記「1⑬」… 「介護保険法に基づく第1号通所事業」と記載するか、もしくは「介護保険法に基づく運動型通所サービス」と記載する。

## (2) 建築基準法および消防法について

上記1⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭については、建築基準法及び消防法を満たした建物でないと実施できません。物件選定を始める場合は、早めに一級建築士等に確認してください。

## 7 参考資料

訪問サービスの体系表（報酬単価記載有）（案） 81 ページ

通所サービスの体系表（報酬単価記載有）（案） 82 ページ

各種別ごとの必要書類一覧表は「NAGOYA かいごネット」掲載予定

# 総合事業 スケジュール表

平成28年					
1月	2月	3月	4月	5月	6月
<b>指定申請受付(郵送方式)</b> ②予防専門型訪問サービス(みなし指定を受けていない事業所のみ) ⑥予防専門型通所サービス(みなし指定を受けていない事業所のみ) ③生活支援型訪問サービス(単体基準緩和型) ⑦ミニデイ型通所サービス(単体基準緩和型) ⑧ミニデイ型通所サービス(単体基準緩和型:既存通所介護事業所等の営業時間外に実施する場合のみ) ⑩運動型通所サービス(デイタイプ)	28年6月指定分 郵送受付 (2月1日～3月31日)		審査期間 指定通知書発行 6月1日より事業開始		
	28年6月指定分 持参受付 (4月1日～4月30日)		審査期間 指定通知書発行 6月1日より事業開始		
<b>指定申請受付(持参方式)</b> ④生活支援型訪問サービス(単体基準緩和型) ⑨ミニデイ型通所サービス(単体基準緩和型:既存通所介護事業所等の営業時間外に実施する場合を除く) ⑫運動型通所サービス(デイ事業所外)	28年6月指定分 郵送・持参受付 (2月1日～4月30日)		審査期間 指定通知書発行 6月1日より事業開始		
	28年6月指定分 郵送・持参受付 (2月1日～4月30日)		審査期間 指定通知書発行 6月1日より事業開始		
名古屋市高齢者日常生活支援研修 研修実施(26年10月より継続的に既実施中)					
なごや介護予防・認知症予防プログラム研修 研修実施(27年1月26日より継続的に実施予定)					

# (案)

## 予防専門型訪問サービスの点検表

※法人名	
※事業所の名称	
※連絡先	Tel

※内はご記入して持参ください。	1	2	3	4
点検日	/	/	/	/
対応職員				
※相談者名(申請法人以外 ならばその関係)				

※(点検を受ける前に)今後の制度改正の状況に十分注意し、名古屋市より補正依頼があった場合は迅速に対応しますか。(はい・いいえ)

書類	1	2	3	4	チェック内容
1 指定申請書(様式第1)					<input type="checkbox"/> 不一致の有無(名称・所在地・代表者・管理者・電話番号・FAX番号) <input type="checkbox"/> 郵便番号の間違い注意
2 指定に係る記載事項(別紙〇〇)					<input type="checkbox"/> 郵便番号の間違い注意
3 運営規程					<input type="checkbox"/> 不一致の確認(名称・所在地・勤務表・営業日・営業時間) <input type="checkbox"/> 実施地域の特定(区町名まで) <input type="checkbox"/> 緊急時の対応 <input type="checkbox"/> 守秘義務
4 第1号事業費算定に係る届出書(様式〇〇)					<input type="checkbox"/> 不一致の有無(名称・所在地・代表者・管理者・電話番号・FAX番号) <input type="checkbox"/> 郵便番号の間違い注意
5 老人居宅生活支援事業開始届(第16号様式の3)					<input type="checkbox"/> 不一致の確認(名称・所在地・代表者の氏名・建物の構造・実施区域・定員等)

申送事項	
------	--

※管理者等申請内容を熟知した方が申請して下さい。

注) 次回の点検にもこの用紙を一緒に提出してください。

※申請書の控え(コピー)は必ず事業所で保管してください。